

8-1 移動等円滑化経路

《基本的考え方》

利用者が使用する経路は、様々な移動上の制約を受ける人が、制約を受けない人と同じように移動、利用できるようにすることが基本となります。設計においては、特に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用でき、目的の空間まで容易に到達できるようにすること、その移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められます。

【1】移動等円滑化経路

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

（床面積の合計が 500 m²（共同住宅等は 1,000 m²）以上、又は利用居室なし）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 500 m ² （共同住宅又は寄宿舍にあっては、1,000 m ² ）以上、又は 利用居室 が設けられていない建築物の経路	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の経路（多数の者の読み替え有り）
①経路 （ 利用居室 から A～C まで）	★次に掲げる場合は、 利用者の 用に供するそれぞれの場合に応じて定める経路のうち 1 以上を、 移動等円滑化経路 とすること。	令第 19 条第 1 項 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち 1 以上を、 移動等円滑化経路 にしなければならない。
A 道等	・ 建築物に、 利用居室 を設ける場合 道等から当該 利用居室 （共同住宅又は寄宿舍にあっては各住戸、ホテル、旅館又は下宿にあっては各客室）までの経路	令第 19 条第 1 項第 1 号 建築物に、 利用居室 を設ける場合 道等から当該 利用居室 までの経路（当該居室が令第 15 条の劇場等の客席である場合は、車椅子使用者用経路を含む。）ただし、 地上階 又はその直上階若しくは直下階のみに 利用居室 を設ける場合にあっては、当該 地上階 とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。
B 便所	・ 建築物又はその敷地に 車椅子対応トイレ 又は 準車椅子対応トイレ （それぞれ客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に 利用居室 が設けられていないときは、 道等 。）から当該 車椅子対応トイレ 又は 準車椅子対応トイレ までの経路	令第 19 条第 1 項第 2 号 建築物又はその敷地に 車椅子使用者用便所 （ 車椅子使用者用客室 に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に 利用居室 が設けられていないときは、 道等 。次号において同じ。）から当該 車椅子使用者用便所 までの経路（当該居室が令第 15 条の劇場等の客席である場合は、車椅子使用者用経路を含む。）
C 駐車施設	・ 建築物又はその敷地に 車椅子使用者用駐車施設 を設ける場合 当該 車椅子使用者用駐車施設 から 利用居室 （当該建築物に 利用居室 が設けられていないときは、 道等 。）までの経路	令第 19 条第 1 項第 3 号 建築物又はその敷地に 車椅子使用者用駐車施設 を設ける場合 当該 車椅子使用者用駐車施設 から 利用居室 までの経路（当該居室が令第 15 条の劇場等の客席である場合は、車椅子使用者用経路を含む。）
②経路の長さ	★ 移動等円滑化経路 は、できるだけ短くすること。	令第 18 条第 2 項第 2 号 車椅子使用者用駐車施設 は、当該 車椅子使用者用駐車施設 から 利用居室 までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
③階段又は段	●令第 19 条第 2 項第 1 号に適合すること。	令第 19 条第 2 項第 1 号 移動等円滑化経路 上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
④単位空間別整備基準	「1 廊下等」、「3 傾斜路」、「6 敷地内の通路」、「8-2 エレベーター等」、「13 出入口」に記載。	令第 19 条第 2 項各号

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「8－1 移動等円滑化経路」で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第19条で整備する経路）
利用居室	利用者の用に供する居室	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する（読替え：多数の者が使用する）居室
道等	道又は公園、広場その他の空地	同左
当該建築物の車寄せ（読み替え）	利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により「6【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路」に定める基準に適合させることが困難である場合における「8－1【1】移動等円滑化経路」の規定の適用については、「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする	令第19条第3項 第1項第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項第1号中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
地上階	直接地上へ通ずる出入口を有する階	同左
車椅子対応トイレ	「4 便所【1】」の基準に適合する便所	—
準車椅子対応トイレ	「4 便所【2】」の基準に適合する便所	—
車椅子使用者用便房	—	車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房
車椅子使用者用客室	車椅子使用者が円滑に利用することができる客室（「5 客室」で整備する客室）	車椅子使用者が円滑に利用することができる客室（令第16条で整備する客室）
車椅子使用者用駐車施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（「7 駐車場等」で整備する駐車施設）	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（令第18条で整備する駐車施設）

《解説》

- ①【経路】利用者の用に供する経路のうち、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路（移動等円滑化経路）として、主に、A「道等から利用居室までの経路」、B「利用居室から整備義務のある車椅子対応トイレ等までのそれぞれの経路」、C「車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路」について整備を行う。なお、Aの経路について、共同住宅又は寄宿舎にあっては各住戸（住室）、ホテル、旅館又は下宿にあっては各客室が利用居室となるほか、地形の特殊性により移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の整備が困難な場合に限り、道等ではなく利用者が使用する車寄せから利用居室までの経路を整備する。
- ②【経路の長さ】高齢者、障害者等の移動上の負担を軽減するため経路の長さは短くする。
- ③【階段又は段】車椅子使用者が円滑に利用できるよう移動等円滑化経路上に階段や段は設けない。ただし、やむを得ず階段や段を設ける場合は傾斜路又はエレベーター等を併設する。
- ④【単位空間別整備基準】高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路として、「1 廊下等」、「3 傾斜路」、「6 敷地内の通路（駐車場内の通路を含む）」、「8-2 エレベーター等」、「13 出入口」について整備を行う。

《望ましい整備》

- ・屋内の段差は1cm以下とする。

【2】移動等円滑化経路

（床面積の合計が 500 ㎡（共同住宅等は 1,000 ㎡）未満で、地上階に利用居室あり）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 500 ㎡（共同住宅又は寄宿舍にあっては、1,000 ㎡）未満の建築物で地上階に利用居室を有する建築物の経路	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の経路（多数の者の読み替え有り）
①経路 （地上階にある利用居室からA～Cまで）	★次に掲げる施設から地上階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とすること。	令第19条第1項 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
A道等	・道等	令第19条第1項第1号 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（当該居室が令第15条の劇場等の客席である場合は、車椅子使用者用経路を含む。）ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。
B便所	・1以上の車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（それぞれ建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合で、地上階に設けられるものに限る、客室に設けられるものを除く。）	令第19条第1項第2号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便所（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便所までの経路（当該居室が令第15条の劇場等の客席である場合は、車椅子使用者用経路を含む。）
C駐車施設	・車椅子使用者用駐車施設（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合に限る。）	令第19条第1項第3号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該居室が令第15条の劇場等の客席である場合は、車椅子使用者用経路を含む。）
②経路 （地上階以外の階にある利用居室からA～Cまで）	☆次に掲げる施設から地上階以外の階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とするよう努めること。	令第19条第1項 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
A道等	・道等	令第19条第1項第1号 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（当該居室が令第15条の劇場等の客席である場合は、車椅子使用者用経路を含む。）ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。

	B 便所	・ 1 以上の車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（それぞれ建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合で、地上階に設けられるものに限る、客室に設けられるものを除く。）	令第 19 条第 1 項第 2 号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該居室が令第 15 条の劇場等の客席である場合は、車椅子使用者用経路を含む。）
	C 駐車施設	・ 車椅子使用者用駐車施設（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合に限る。）	令第 19 条第 1 項 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
③経路の長さ	★移動等円滑化経路は、できるだけ短くすること。	令第 18 条第 2 項第 2 号 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	
④階段又は段	●令第 19 条第 2 項第 1 号に適合すること。	令第 19 条第 2 項第 1 号 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	
⑤単位空間別整備基準	「1 廊下等」、「3 傾斜路」、「6 敷地内の通路」、「8-2 エレベーター等」、「13 出入口」に記載。	令第 19 条第 2 項各号	

《用語の定義》

		福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
地上階		直接地上へ通ずる出入口を有する階	同左
利用居室		利用者の用に供する居室	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する（読替え：多数の者が使用する）居室
利用者		施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
移動等円滑化経路		高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「8-1 移動等円滑化経路」で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第 19 条で整備する経路）
道等		道又は公園、広場その他の空地	同左
	当該建築物の車寄せ（読み替え）	利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により「6【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路」に定める基準に適合させることが困難である場合における「8-1【2】移動等円滑化経路」の規定の適用については、「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする	令第 19 条第 3 項 第 1 項第 1 号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第 7 号の規定によることが困難である場合における前 2 項の規定の適用については、第 1 項第 1 号中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
車椅子対応トイレ		「4 便所【1】」の基準に適合する便所	—
準車椅子対応トイレ		「4 便所【2】」の基準に適合する便所	—
車椅子使用者用客室		車椅子使用者が円滑に利用することができる客室（「5 客室」で整備する客室）	車椅子使用者が円滑に利用することができる客室（令第 16 条で整備する客室）
車椅子使用者用駐車施設		車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（「7 駐車場等」で整備する駐車施設）	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（令第 18 条で整備する駐車施設）

8-1 移動等円滑化経路

《解説》

- ①②【経路】利用者の用に供する経路のうち、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路（移動等円滑化経路）として、主に、A「地上階にある利用居室から道等までの経路」、B「地上階にある利用居室から地上階にある車椅子対応トイレ等までの経路」、C「地上階にある利用居室から車椅子利用者用駐車施設までの経路」について整備を行う。また、地上階以外の階にある利用居室から各施設までの経路は、移動等円滑化経路とするように努める。なお、Aの経路について、地形の特殊性により移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の整備が困難な場合に限り、道等ではなく利用者が使用する車寄せから利用居室までの経路を整備する。
- ④【経路の長さ】高齢者、障害者等の移動上の負担を軽減するため経路の長さは短くする。
- ④【階段又は段】車椅子使用者が円滑に利用できるよう移動等円滑化経路上に階段や段は設けない。ただし、やむを得ず階段や段を設ける場合は傾斜路又はエレベーター等を併設する。
- ⑤【単位空間別整備基準】高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路として、「1廊下等」、「3傾斜路」、「6敷地内の通路（駐車場内の通路を含む）」、「7駐車場等」、「8-2エレベーター等」、「13出入口」について整備を行う。

《望ましい整備》

- ・屋内の段差は1cm以下とする。

【3】移動等円滑化経路（床面積の合計が 500 ㎡（共同住宅等は、1,000 ㎡）未満で、地上階以外の階のみに利用居室あり）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 500 ㎡（共同住宅又は寄宿舎にあっては、1,000 ㎡）未満の建築物で地上階以外の階のみに利用居室を有する建築物の経路	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の経路（多数の者の読み替え有り）
①経路 （地上階にある出入口から A～C まで）	★次に掲げる施設から地上階にある出入口までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち 1 以上を移動等円滑化経路とすること。	令第 19 条第 1 項 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
A 道等	・道等	令第 19 条第 1 項第 1 号 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（当該居室が令第 15 条の劇場等の客席である場合は、車椅子使用者用経路を含む。）ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。
B 便所	・ 1 以上の車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合で、地上階に設けられるものに限り、客室に設けられるものを除く。）	令第 19 条第 1 項第 2 号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該居室が令第 15 条の劇場等の客席である場合は、車椅子使用者用経路を含む。）
C 駐車施設	・ 車椅子使用者用駐車施設（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合に限る。）	令第 19 条第 1 項第 3 号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該居室が令第 15 条の劇場等の客席である場合は、車椅子使用者用経路を含む。）
②経路 （地上階以外の階にある利用居室から A～C まで）	☆次に掲げる施設から地上階以外の階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち 1 以上を移動等円滑化経路とするよう努めること。	令第 19 条第 1 項 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
A 道等	・道等	令第 19 条第 1 項第 1 号 道等から当該利用居室までの経路（当該居室が令第 15 条の劇場等の客席である場合は、車椅子使用者用経路を含む。）ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。
B 便所	・ 1 以上の車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合で、地上階に設けられるものに限り、客室	令第 19 条第 1 項第 2 号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合

		に設けられるものを除く。)	利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該居室が令第15条の劇場等の客席である場合は、車椅子使用者用経路を含む。）
	C 駐車施設	・車椅子使用者用駐車施設（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合に限る。）	令第19条第1項第3号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該居室が令第15条の劇場等の客席である場合は、車椅子使用者用経路を含む。）
③経路の長さ		★移動等円滑化経路は、できるだけ短くすること。	令第18条第2項第2号 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
④階段又は段		●令第19条第2項第1号に適合すること。	令第19条第2項第1号 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
⑤単位空間別整備基準		「1廊下等」、「3傾斜路」、「6敷地内の通路」、「8-2エレベーター等」、「13出入口」に記載。	令第19条第2項各号

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
地上階	直接地上へ通ずる出入口を有する階	同左
利用居室	利用者の用に供する居室	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する（読替え：多数の者が使用する）居室
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「8-1移動等円滑化経路」で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第19条で整備する経路）
道等	道又は公園、広場その他の空地	同左
	当該建築物の車寄せ（読み替え）	令第19条第3項 第1項第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項第1号中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
車椅子対応トイレ	「4便所【1】」の基準に適合する便所	—
準車椅子対応トイレ	「4便所【2】」の基準に適合する便所	—
車椅子使用者用客室	車椅子使用者が円滑に利用することができる客室（「5客室」で整備する客室）	車椅子使用者が円滑に利用することができる客室（令第16条で整備する客室）
車椅子使用者用駐車施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（「7駐車場等」で整備する駐車施設）	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（令第18条で整備する駐車施設）

《解説》

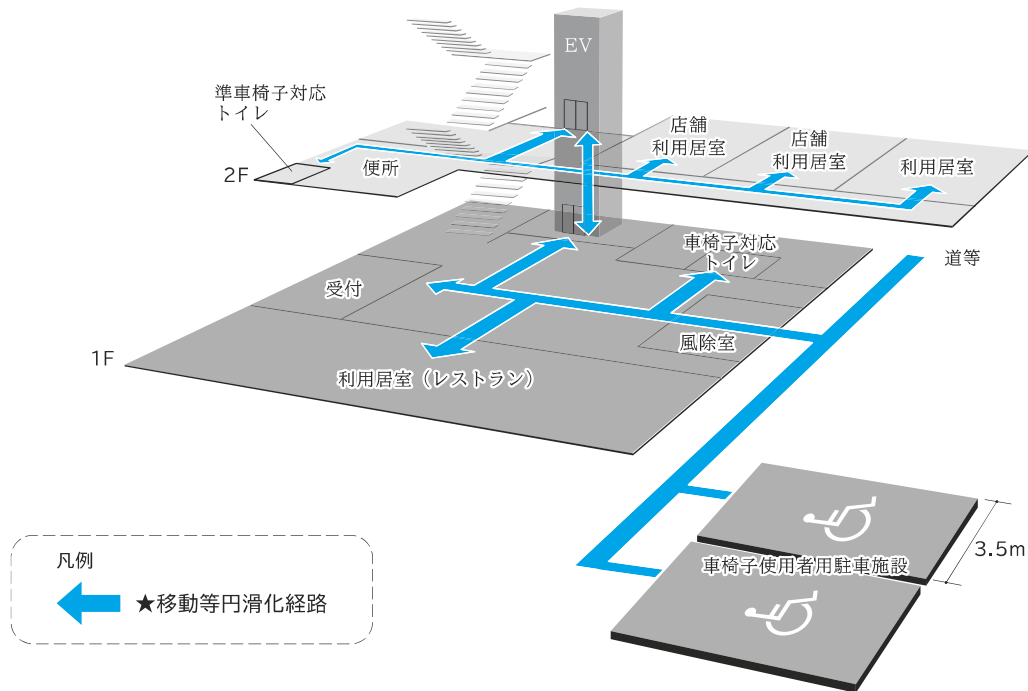
- ①②【経路】利用者の用に供する経路のうち、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路（移動等円滑化経路）として、主に、A「地上階にある出入口から道等までの経路」、B「地上階にある出入口から地上階にある車椅子対応トイレ等までの経路」、C「地上階にある出入口から車椅子利用者用駐車施設までの経路」について整備を行う。また、地上階以外の階にある利用居室から各施設までの経路は、移動等円滑化経路とするように努める。なお、Aの経路について、地形の特殊性により移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の整備が困難な場合に限り、道等ではなく利用者が使用する車寄せから利用居室までの経路を整備する。
- ③【経路の長さ】高齢者、障害者等の移動上の負担を軽減するため経路の長さは短くする。
- ④【階段又は段】車椅子使用者が円滑に利用できるよう移動等円滑化経路上に階段や段は設けない。ただし、やむを得ず階段や段を設ける場合は傾斜路又はエレベーター等を併設する。
- ①【単位空間別整備基準】高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路として、「1 廊下等」、「3 傾斜路」、「6 敷地内の通路（駐車場内の通路を含む）」、「7 駐車場等」、「8-2 エレベーター等」、「13 出入口」について整備を行う。

《望ましい整備》

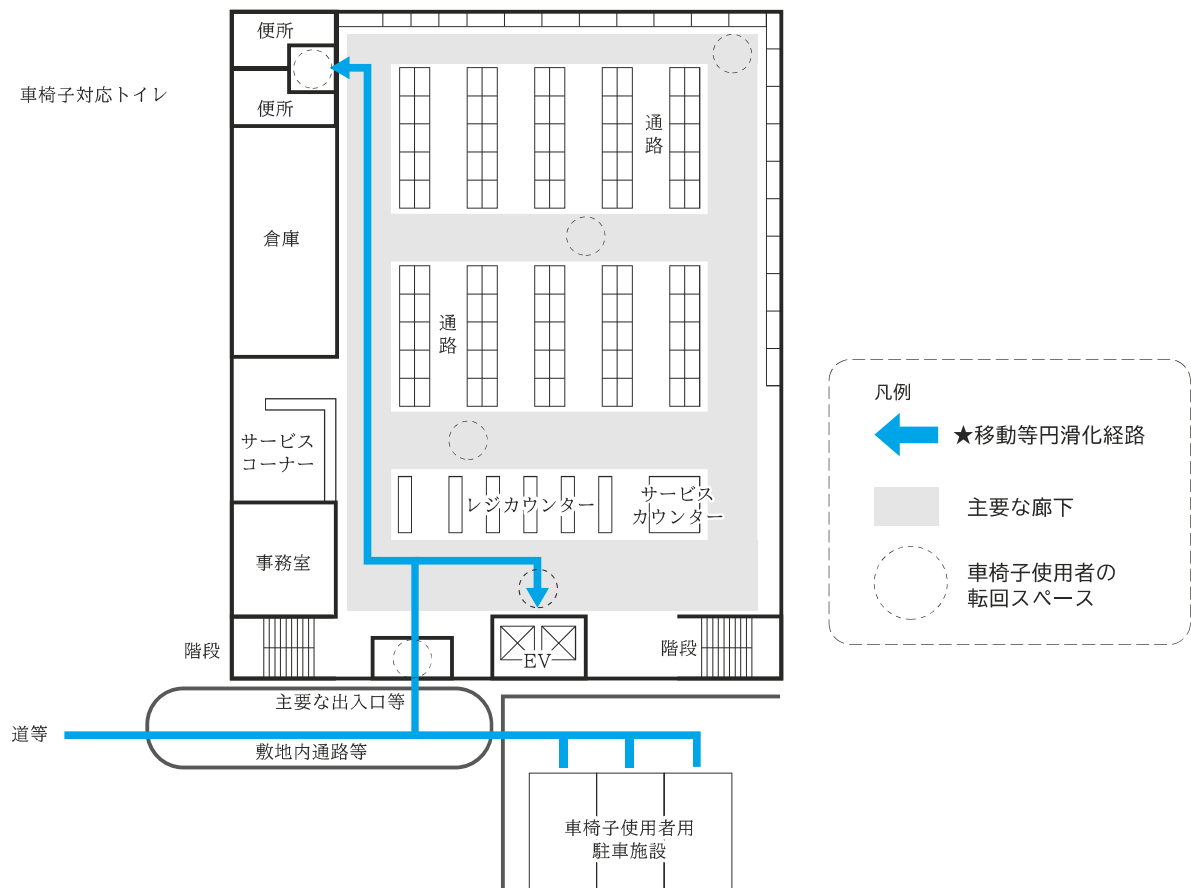
- ・屋内の段差は 1cm 以下とする。

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
 ☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

【1】《移動等円滑化経路の例（床面積 500 ㎡以上の商業ビル）》

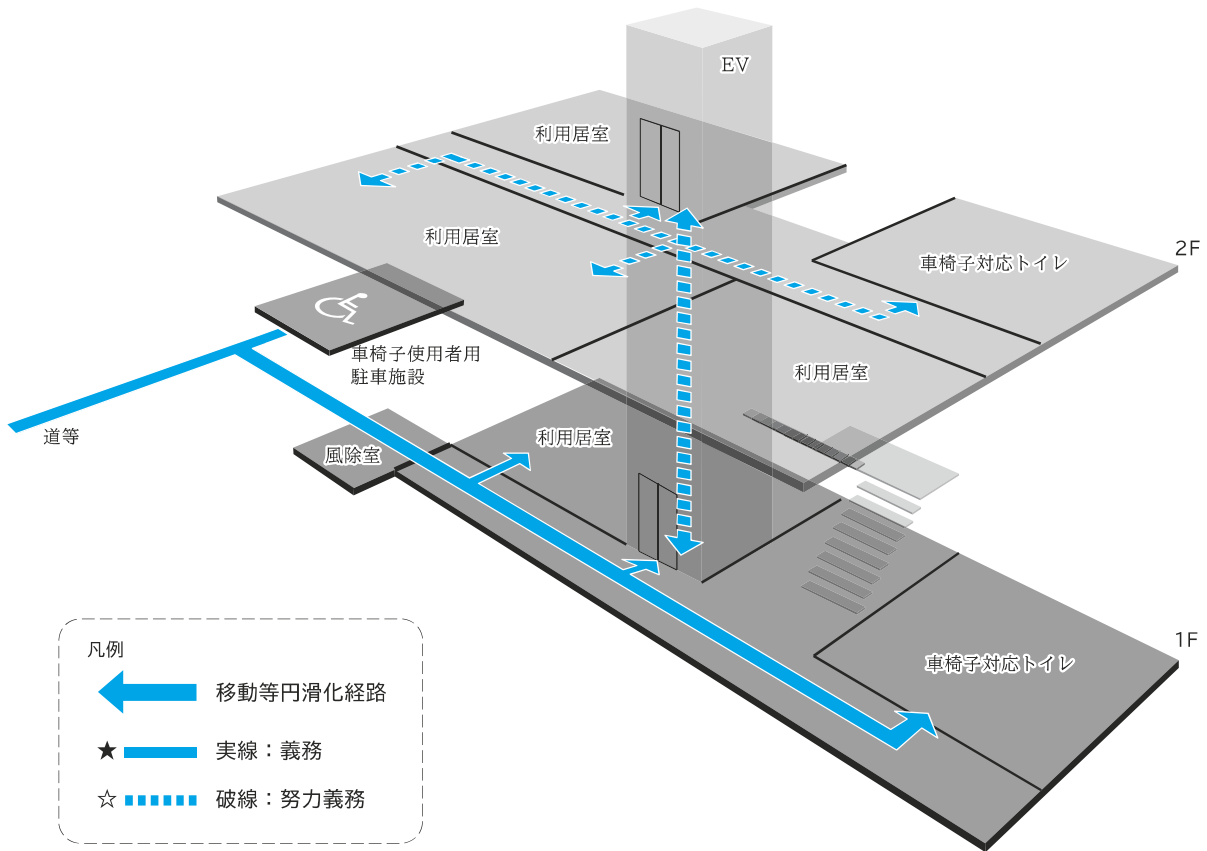


【1】《移動等円滑化経路の例（床面積 500 ㎡以上のスーパーマーケット）》



【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

【2】《移動等円滑化経路（床面積 500 ㎡未満の建築物で地上階に利用居室がある場合）》



【3】《移動等円滑化経路

（床面積 500 ㎡未満の建築物で地上階以外の階のみに利用居室がある場合）》

